

サービスのご案内

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: 電話介護相談: 午前9時～午後5時
いづれも 各種サービス優待紹介: 午前9時～午後5時
土日祝日、
年末年始を除く

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス]www.kaigonw.ne.jp

・デイレースポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談: 午前10時～午後6時
いづれも 税務相談: 午後2時～午後4時
土日祝日、 社会保険に関する相談: 午前10時～午後6時
年末年始を除く 暮らしの情報提供: 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス]www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】
弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間: いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス: 午前10時～午後6時
いづれも 0120-300-575
土日祝日、
年末年始を除く

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 午前7時30分～午前9時30分／午後5時～午後10時

0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いづれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なりです。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

お問い合わせ先・事故時の連絡先

【代理店】
おくだ保険新潟「高校生総合保障制度事務局」



0120-475-573（受付時間 月～金）
AM9:00～PM5:00

保険会社



東京海上日動火災保険株式会社

新潟支店 新潟中央支社

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

〒950-8545新潟市中央区万代2-3-6新潟東京海上日動ビル7F
TEL 025-241-4105(受付時間 月～金 AM9:00～PM5:00)

令和5年度
保存版

重要

必ずご覧ください

新入生の保護者の皆様へ

新潟県高等学校PTA連合会推薦

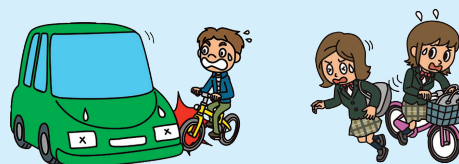
高校生総合保障制度のご案内

（団体総合生活保険）

ご入学おめでとうございます。

大切なお子様のご入学、心よりお慶び申し上げます。これからの学生生活を取り巻く様々な危険からお子様をお守りするために**高校生総合保障制度**をお薦めしています。

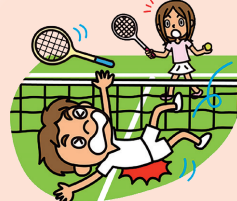
自転車事故でお子様が加害者に？



相手方との交渉もお任せ！
個人賠償責任補償で安心！

学校から貸与されるPC・タブレットを壊した等の賠償事故も補償対象
タブレットは自発的通信機能（SIMタイプ）ではないものに限りです

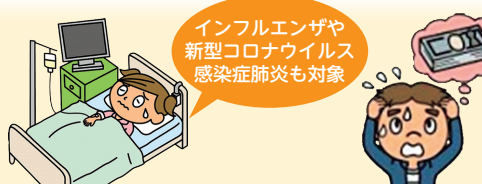
お子様がケガ



学校内・部活動中・通学途中・
プライベートを問わず
24時間補償で安心！



NEW
いじめ問題などの
弁護士費用を補償
（Sタイプ・4Sタイプ）

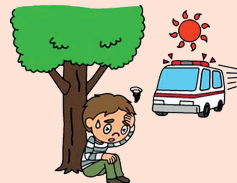


生徒が病気で入院した
場合の医療補償
（S・A・4S・4Aタイプ）

S・A・4S・4Aプランにご加入いただき、新型コロナウイルス感染症により2日以上入院した場合、特定感染症危険補償特約の保険金と医療補償保険金の両方をお受け取りいただくことができます。

2022年11月現在、新型コロナウイルス感染症(*1)は感染症法(*2)第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。

(*1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。)
(*2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。



熱中症、細菌性食中毒
全プラン特定感染症危険補償特約付き
新型コロナウイルス感染症や
O-157も補償！



天災危険(地震・噴火・津波)
によるケガも補償！
（S・A・B・4S・4A・4Bタイプ）

「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施工により、令和4年10月1日から新潟県では

自転車損害賠償保険等への加入が義務化となっています！

「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に関する詳しい情報は、新潟県のホームページにてご確認ください。

「高校生総合保障制度」は、新潟県の自転車条例に対応しています

お手続きの方法

①まずはタイプをお選びください。「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

②お手続き方法は2つございます。下記どちらかをご選択いただき、お申込みをお願いします。

【インターネットでお申込みの場合】

同封しているちらしの二次元コードもしくはURLからアクセスいただきお申し込みください。

□座振替となります。保険加入手続き後、□座振替登録画面に進みますので、□座をご登録ください。

* 制度維持費（□座振替手数料含む）として保険料＋100円の引取りとなります。

【払込取扱票でお申込みの場合】

保険料を添えて、お近くの郵便局またはゆうちょ銀行にて払込みください。 * 郵便局、ゆうちょ銀行での払込手数料はご依頼人様負担となります。

		申込締切	補償期間
第一次	（インターネット、払込票申し込み共通）	3月31日(金)	令和5年4月1日午後4時～令和8年3月31日午後4時まで *1
第二次	（インターネット申込みの場合）	補償期間開始日前日まで	始期応当日(毎月1日)午後4時～令和8年3月31日午後4時まで
	（払込票申込みの場合）	4月28日(金)	払込みの翌日午後4時～令和8年3月31日午後4時まで *1

*1 保険期間4年のタイプは終期が令和9年3月31日午後4時までとなります。留年等により在校期間が延長された場合は、補償期間の延長となりませんのでご注意ください。

加入者票がお手元に届くまでの間は、下記が当制度の加入の証となりますので大切に保管してください。

【インターネットでお申し込みの場合】申し込み完了後に送信される受け付けメール

【払込取扱票でお申し込みの場合】払込時に郵便局より受け取る振替払込請求書兼受領書

この保険は、新潟県高等学校 PTA 連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。

令和5年1月作成

22-T03941

いろいろな危険・病気からお子様をサポートします！

1 個人賠償責任 (示談交渉あり)

お子様はもちろんご家族が、日本国内外問わず、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等除きます)に限り、**示談交渉は原則として東京海上日動が行います。**

最大1億円!



2 おケガの補償

授業中・クラブ活動中・通学途中はもちろん日本国内外を問わず、日常生活での突然の事故*1によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

*1 突然の事故とは、急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

特約により以下のような補償も対象になります。

- 全プラン特定感染症危険補償特約付き!
新型コロナウイルス感染症やO-157も補償!
(特定感染症危険補償特約では、後遺障害、入院、通院の保険金が対象となります。)
- 天災危険:地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(S・A・B・4S・4A・4Bタイプのみ)

2022年11月現在、新型コロナウイルス感染症(*1)は感染症法(*2)第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。
(*1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)(*2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。



5 病気の補償 (S・A・4S・4Aタイプのみ)

お子様が病気になり、国内外問わず医師の治療を受け、2日以上入院されたり手術や放射線治療を受けられた場合、保険金をお支払いします。



3 育英費用 (S・A・B・C・4S・4A・4B・4Cのみ)

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故で死亡されたり、重度後遺障害を被った場合、「育英費用保険金」保険金額全額を一時にお支払いします。

※あらかじめ扶養者の方を指定していただきます。

(例) S・A・4S・4Aタイプの場合
生活費等で困っても…

600,000円!

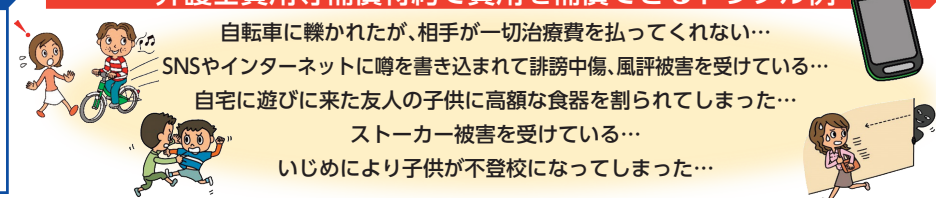


4 弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等) New

加害事故と被害事故の関係性



弁護士費用等補償特約で費用を補償できるトラブル例



弁護士って相手にお金を請求してくれるだけ? そんなことはありません! あまり大事にしたいくない場合の対処法や、根本的な解決へ向けた様々な提案が可能です。

お支払する保険金例

補償内容	保険金お支払例	保険金お支払額
賠償責任	自転車で走行中に、誤って歩行人と衝突。歩行人は脳挫傷が原因で死亡。	29,000,000円
	自転車で停車中の車に衝突した。	150,000円
おケガの補償	体育の授業中バスケットボールをしていて転倒し、ひざの靱帯を断裂した。(入院20日 通院12日 手術あり(入院中)) 〈Sタイプ・4Sタイプのお支払例〉 入院保険金 3,135円×20日=62,700円 通院保険金 2,000円×12日=24,000円 手術保険金 3,135円×10日=31,350円	118,050円
病気の補償	盲腸で入院し手術した。(入院6日 手術あり(入院中)) 〈Sタイプ・Aタイプ・4Sタイプ・4Aタイプのお支払例〉 入院医療保険金 3,000円×6日=18,000円 手術医療保険金 3,000円×10日=30,000円	48,000円
育英費用	高校2年生のとき、父親が交通事故により死亡。〈Sタイプ・Aタイプ・4Sタイプ・4Aタイプ〉	600,000円
弁護士費用等補償特約	いじめが発生したため、事前に東京海上日動の同意を得て、弁護士に相談。法律相談費用・弁護士費用(着手金・報酬金等)の費用が3,000,000円かかった。〈Sタイプ・4Sタイプ〉	3,000,000円

上記「お支払する保険金例」は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。
保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

加入タイプ (保険金額と保険料)のご案内

団体割引
10%

ご加入は10,000円(保険料3年分)から。
団体割引の適用により1か月あたりおよそ280円~のご負担です。
1日24時間、ご入学からご卒業まで安心をご用意いただけます。

部活で活躍する君へ

自転車で通学する君へ

おすすめタイプです!!

Sタイプ 2022年度から新設された新しいタイプです!
Aタイプ 本制度加入者の約44% (平成29年度実績)の方にご選択いただいております。



入院には様々な費用がかかります

- 差額ベッド代
- 入院にかかった交通費
- 親族付き添い費用
- 新聞・雑誌・衣類等の購入費用 等

保険期間 3年一時払

加入タイプ			S	A	B	C	D
保険料（3年分） 3年でご卒業の場合の保険料です			45,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円
①	個人賠償責任保険金額 (記録情報限度額500万円) *1		国内 1 億円 国外 1 億円				
こども傷害補償	②おケガの補償 対象になります 自転車事故も	死亡・後遺障害保険金額	80万円	85万円	76万円	28万円	22万円
		入院保険金日額 *2 (最長180日目までの180日限度)	3,000円	3,000円	2,730円	1,750円	660円
		通院保険金日額 (最長180日目までの90日限度)	1,781円	1,820円	1,550円	1,080円	310円
	細菌性食中毒等補償		○	○	○	○	○
	熱中症危険補償		○	○	○	○	○
	特定感染症危険補償		○	○	○	○	○
	天災危険補償		○	○	○	—	—
	③	育英費用保険金額	60万円	60万円	50万円	40万円	—
	④	弁護士費用等補償特約（人格権侵害等）	300万円	—	—	—	—
	⑤病気の補償 対象になります 新型コロナウイルスも	入院医療保険日額 *3 (支払限度60日)	3,000円	3,000円	—	—	—
入院療養一時金 (60日以上入院が必要であると診断された場合)		20万円	20万円	—	—	—	

加入タイプ		4S	4A	4B	4C	4D
保険期間 4年一時払 保険料 (4年分) 4年でご卒業の場合の保険料です		58,480円	51,980円	38,990円	25,990円	13,010円

*1 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する賠償責任については、500万円が支払限度額となります。

*2 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 手術医療保険金のお支払額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または放射線治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

本パンフレットの保険料は職業級別Aの方を対象としたものです。

お子様(被保険者-保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種*5のいずれかに従事される場合は、職業級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします)。

*5 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

